

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家 食堂業務委員会規程

平成20年 4月 1日制定
平成29年 7月 1日一部改正
平成30年 4月 1日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家(以下「交流の家」という。)の食堂業務委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、給食業務が安定的に、かつ円滑に運営されるための具体的な事項を審議し、利用者サービスの向上を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) メニュー構成に関すること。
- (2) 味付・調理方法に関すること。
- (3) 環境・設備・サービス面に関すること。
- (4) 衛生管理・安全対策に関すること。
- (5) 野外炊飯に関すること。
- (6) 環境に配慮した食堂運営に関すること。
- (7) その他食堂業務に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 次長
- (2) 食堂店長及び料理長
- (3) 事業推進係長
- (4) 管理係長
- (5) 企画指導専門職1名
- (6) 看護師

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、次長をもって充てる。

- 2 委員長は、月1回程度委員を召集し、委員会を開催し、その議長となる。
- 3 委員長は、必要を認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事業推進係において処理する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。